第百五十一回国会
衆議院

環境委員会議録 第十一号

平成十三年五月二十五日(金曜日)
　　午前九時三十分開議

出席委員
　委員長　五島　正規君
　理事　伊藤　達也君　理事　稲葉　大和君
　理事　柳本　卓治君　理事　山本　公一君
　理事　小林　　守君　理事　近藤　昭一君
　理事　青山　二三君　理事　樋高　　剛君
　　　　小渕　優子君　　　　岡下　信子君
　　　　熊谷　市雄君　　　　小泉　龍司君
　　　　河野　太郎君　　　　下村　博文君
　　　　西野あきら君　　　　鳩山　邦夫君
　　　　平井　卓也君　　　　細田　博之君
　　　　増原　義剛君　　　　奥田　　建君
　　　　鎌田さゆり君　　　　佐藤謙一郎君
　　　　鮫島　宗明君　　　　長浜　博行君
　　　　田端　正広君　　　　藤木　洋子君
　　　　金子　哲夫君　　　　原　　陽子君

　環境大臣　　　　　川口　順子君
　環境副大臣　　　　風間　　昶君
　環境大臣政務官　　西野あきら君
　政府参考人
　(環境省地球環境局長)　浜中　裕徳君
　環境委員会専門員　澤崎　義紀君

———

五月二十三日
　自然環境権の確立に関する請願(奥野誠亮君紹介)(第二〇七二号)
は本委員会に付託された。

五月二十一日
　デポジット制度の早期法制化に関する意見書(新潟県新津市議会)(第二六八五号)
は本委員会に参考送付された。

———

本日の会議に付した案件
　政府参考人出頭要求に関する件
　温泉法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)
　浄化槽法の一部を改正する法律案(内閣提出第八一号)
　環境保全の基本施策に関する件(フロン回収・破壊の法制化について)

———◇———

○五島委員長　これより会議を開きます。
　この際、先般環境副大臣に就任されました風間昶君より発言を求められておりますので、これを許します。風間環境副大臣。

○風間副大臣　おはようございます。
　五月一日に環境副大臣を拝命いたしました風間昶でございます。
　二十一世紀は環境の世紀というふうに言われておりまして、環境省が、川口大臣のもとで、その責任を十二分に発揮していけますよう精いっぱい尽力させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

———◇———

○五島委員長　次に、内閣提出、温泉法の一部を改正する法律案及び浄化槽法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。
　順次趣旨の説明を聴取いたします。川口環境大臣。

———

　温泉法の一部を改正する法律案
　浄化槽法の一部を改正する法律案
　　〔本号末尾に掲載〕

———

○川口国務大臣　ただいま議題となりました温泉法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主な内容を御説明申し上げます。
　我が国は、世界的な温泉国であり、温泉は私たちの生活の一部として欠かすことのできない天然資源であると言っても過言ではありません。
　この法律案は、こうした温泉の保護及び適正な利用を推進するため、土地の掘削等の許可の失効手続の迅速化、温泉の成分等の掲示の届け出と温泉成分の分析機関の登録制度を整備しようとするものであります。
　次に、この法律案の内容を御説明申し上げます。
　第一に、温泉を湧出させるための土地の掘削等には都道府県知事の許可が必要でありますが、この土地の掘削の許可を得ながらこれを放置する事例が少なからず見られることから、温泉の掘削等の許可の有効期間を原則として許可の日から起算して二年とするとともに、この許可を受けた者が、その工事を完了し、または廃止したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならないことといたします。
　第二に、温泉の利用に際しては、温泉の成分、禁忌症及び浴用または飲用上の注意に関する掲示が必要でありますが、この掲示をしようとするときは、都道府県知事に届け出なければならないこととするとともに、都道府県知事は、必要があると認めるときは、掲示内容の変更を命ずることができることといたします。
　第三に、温泉の成分の分析機関に関する登録制度の整備であります。
　温泉の成分、禁忌症及び浴用または飲用上の注意についての掲示は、都道府県知事の登録を受けた分析機関が行う分析に基づかなければならないこととし、登録基準等の分析機関の登録に関して必要な規定を置くことといたします。
　このほか、罰金の額の引き上げ等所要の規定の整備を図ることとしております。
　以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。
　何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。
　次に、浄化槽法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
　我が国においては、水質汚濁の主要な原因の一つである生活排水への対策を推進するため、浄化槽の整備促進が大きな課題となっております。浄化槽による生活排水対策においては、浄化槽の設置工事を実地に監督する浄化槽設備士及び浄化槽の保守点検に従事する浄化槽管理士が重要な役割を担っております。また、平成八年に閣議決定された公益法人に対する検査等の委託等に関する基準においては、公益法人の行う行政代行的行為の透明化を図るべきこととされております。
　このような状況を踏まえ、浄化槽設備士及び浄化槽管理士に係る国家試験事務等を行う者の事務執行の適正化及び透明化を図るため、この法律案を提出した次第であります。
　以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。
　第一に、浄化槽設備士及び浄化槽管理士に係る指定試験機関及び指定講習機関の指定基準を定めることとしております。
　第二に、指定試験機関の役職員及び試験委員は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととしております。
　第三に、主務大臣は、指定試験機関及び指定講習機関に対し監督命令等を行うことができることとしております。
　このほか、指定試験機関及び指定講習機関の事

業計画、試験事務規程等に関する規定を設けるとともに、罰則の規定を整備することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○五島委員長　これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○五島委員長　次に、環境保全の基本施策に関する件、特にフロン回収・破壊の法制化について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として環境省地球環境局長浜中裕徳君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五島委員長　御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○五島委員長　次に、議事の順序についてでありますが、各会派の委員から十分程度順次意見を述べていただいた後、懇談を行いたいと存じます。

それでは、自由民主党山本公一君。

○山本(公)委員　自由民主党の山本でございます。

きょう、五島委員長そしてまた各党の御理解をいただきまして、このようなフロンに関する場をしつらえていただきましたことを、感慨深く、心から感謝を申し上げたいと思います。

環境問題の施策というのは、いつも感じますけれども、総論賛成、各論反対。今回、このフロンのことに携わってまいりまして、まさに総論賛成、各論反対だなという場面に随分と遭遇をいたしました。私は、COP3のときに政務次官をやらせていただきまして、京都会議に参加させていただきました。あの京都会議のさまざまな意見の中、そしてまた今、京都議定書というものができ上がっておりますけれども、こういった問題も、まさに総論賛成、各論反対の最たるものだなということを常々感じておりましたが、今回、フロンのことを手がけましてまさにそういうことを感じました。

もうフロンの法制化の必要性については、多分、全国民どなたも必要に感じていらっしゃるだろうと思います。しかしながら、フロンというものの一つ一つの処理をしていこうとするときに、フロンというガスの特殊性を我々は忘れてはいけないんだろうと思います。見えないものです。不法投棄というよく言われる概念、事ガスに関しては、不法投棄されようがされまいが、その痕跡は残らないという事実なんです。しかしながら、我々が目指しているフロンの法制化は、その不法投棄を防がなければいけない、そこに難しい一つの点があったんだろうと思います。

私ども自由民主党は、この問題を手がけまして約一年四カ月、各種ヒアリングを各業界等々から続けてまいりました。そして、きょうもお顔が見えますけれども、NGOの方々にも当初より参加をしていただき御意見を拝聴してまいりました。

そういった自由民主党の議論の積み重ねの中で一つの形が今日でき上がってきたわけでございますけれども、私自身思いますことは、先ほど申し上げましたように、ガスの特殊性、それの不法放出の防止、実際問題、やはりガスというのがどういう流れで最終の処分まで行っているのかということを自分たちの目で見て確認をしなかったら、随分わからないことがたくさんあったような気がいたしております。

そうした中で、私が、恐らく自動車のエアコンの大半を処理していただいておるであろう自動車解体業の現場に出向きましたときに、かの方々がおっしゃいましたことは、私どもの自動車解体業というのは、自動車の各部品を解体して、それぞれを売って業としております、フロンが我々の業の中で有価な部品の一つであるということならば、私たちはその回収に協力することはできると思います、そういうお答えをちょうだいいたしました。つまり、回収することが我々にとって、企業として、業としてお金になるということならば協力をさせていただきたいと思いますという率直なお答えが返ってまいりました。

私ども、今回の法案をいろいろ考えていく中で、この部分に最も力を入れなかったら多分実効性のある回収というのはできてこないんだろうということにまず着眼をいたしました。実際に回収に当たっていただいている解体業者の方々にどうやってその気を起こしてもらうか、もうそこに、先ほど申し上げましたような経済的なインセンティブを与えるしか一番いい方法はないんだろうということを感じました。

しかし、当然のごとく費用が発生してまいります。その費用をどうしようかと。当座考えましたことは、私どもは、当然ユーザーに御負担をいただくというのが当たり前のことなんだろうと。いろいろと御異論はありますけれども、基本的には、やはり排出時排出者負担という物の考え方は正しいのかもしれない。しかし、現実にはそれでは実効性は上がってこないということをお互いがよく知っている。お金が必要だ、ユーザーからいただく必要がある、排出時にユーザーからいただく、それが本来の原理原則なのかもしれないけれども、まず、現実的に協力していただく方はいないだろうと。

私の車が、もう廃車です、私の車のフロンのガスを抜いてくださいと言って、二千円、三千円払う方が実際にいらっしゃるだろうか。理論的にはいらっしゃるんだろうと思いますけれども、お互いの身の回りを見て、現実を見るときに、多分そういう方はいらっしゃらないんだろう。さすれば、この方式では、お金をいただくこと、また回収の実効性を上げることはできないんだろう。そうしたら、ユーザーが新車を買うときにフロンの回収費用を先払いしていただく方法が一番いいのではないか、いわゆる年金方式というのを考えました。

二百万円ぐらいの車を買っていただいたときに、三千円ぐらいお払いいただこう。そしてそのお金をある機関にプールしておいて、将来自分の車が廃車になるとき、そして今走っている車に対しても、ひょっとしたら過去の負の遺産的なものを後世代が支払いをしていくということもあっていいのではないか。自分の車のときには、ひょっとしたら自分の後の世代が新車時に払ってくれたお金で処理されるかもしれない、そういう方式というのはあっていいのではないかということで、年金方式というのを考えました。

しかし、約二千円としまして、年間の新車の販売台数が五百万台、百億円という金がプールされることになります。巨額な金が第三者機関にプールされるということについて、いろいろとこれも党内で意見がありました。この行革のさなか、さまざまな特殊法人のありようが議論されているときに、巨額の金を有する新たな機関をつくるということはいかがなものかという議論もありました。

費用の点でさまざま考えてまいりましたそのさなかに、自動車工業会といいますか、自動車メーカー側から一つの提案がございました。それはメーカーが、メーカーの責任においてメーカー共同でこのフロンの処理、回収・破壊をやりましょうという提案がありました。ここに至りますまでの過程はさまざまなやりとりがあったことは多く語る必要はないかと思います。また、言えないこともいっぱいあります、正直申し上げまして。しかし最終的にメーカーが、我々の責任において回収・破壊をいたしますという提案をいただくに至りました。

いろいろな議論があったわけでございますけれども、私どもは何のためにこの法律を今つくろうとしているか。それは、フロンの回収・破壊の実効性あらしめるためにこの法律をつくろうとしているんだ。自動車メーカーさんが責任を持って処理、回収・破壊をおやりになるといって明言をさ

れました。多分おやりになるんだろうと思います。

しかし、自動車メーカーさんも、そのお金をユーザーからいただくということが原則であります。ユーザーから自動車メーカーがいつお金をいただくのかということについてさまざまな意見があることも承知をいたしております。しかし私どもは、メーカーさんがユーザーさんにどの時点でお金をいただくのかは、それはそれ、事フロンに関して言えば、自動車メーカーの責任において回収をし破壊をするということだけは間違いがないこと、その一点を最後まで頑張り抜いたという思いであります。

このフロンの法制定に向けての動きをし始めましてから、急速に自動車リサイクル法の動きが早まってまいりました。多分、我々がフロンの動きを始めなかったら、申しわけないけれども、自動車リサイクル法という一つの考え方の作業は四、五年先に始まっていただろうと思います。四年か五年先に始まっていて、法制定の準備をかけて、実際には十年ぐらい先に自動車リサイクル法というのは施行されるような動きであったかもしれないと私は思っております。

フロンを我々が先行してやろうとした動きに対して、自動車リサイクル法の動きが早まってまいりました。その結果、逆に我々は、フロン法案をつくる上において、将来できるであろう自動車リサイクル法との整合性を考えざるを得なくなってまいりました。自動車リサイクル法ができたときには、恐らくフロンも、それからエアバッグも回収・破壊の対象になってくるだろうと思います。そのときにフロンという法律が先行していて、これがまた別個にあって、こっちにもあるという姿だけはやはり避けなければいけない。フロン法は、フロンの特殊性をかんがみたときに先行せざるを得ないけれども、自動車リサイクル法ができた暁には、それとの一体性を図っていかなければいけない。それが現実的な姿なんだろうということで、これをにらみながらフロン法の一つの形をつくり上げていくことに努力をしたということをおわかりいただければと思います。

多分持ち時間は十分でございますので、一年四カ月の思いのたけはすべて話すことはできませんが、冒頭申し上げましたように、環境問題というのは、総論賛成、各論反対の最たるものです。今回、ありとあらゆる方が反対陳情に見えました。自動車メーカー、自動車関連業者、はたまた労働組合に至るまで、すべて反対の陳情に見えました。あなた方まで反対するんですかと言いましたら、基本的には賛成なんです、ただ、うちの企業が金を払うような格好だけは勘弁してください、うちの業界はもうかっていませんからと。さまざまな陳情があったこともこの際御披瀝をしておきたいと思います。

ただ、一年四カ月、途中で投げ出しそうになったこともあったことも事実でありますけれども、やらなければいけない法律だということがまず一つありましたことと、NGOの方々の後押しというのは非常にありがたいものがありました。

○**五島委員長**　まとめてください。

○**山本(公)委員**　はい。

そういう意味において、今回、委員長提案していただきたいということを皆さん方に御提案申し上げました。各党それぞれの御意見があるだろうと思います。また、不完全と言われてもしようがない法律かもしれませんけれども、私は、現時点においては最高の法律ができたんじゃないかというふうに思っておりますので、御協力をいただきますようにお願いを申し上げまして、意見陳述にかえます。

どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○**五島委員長**　時間が限られておりますので、皆さん、御発言については時間厳守でお願いします。

次に、民主党・無所属クラブ小林守君。

○**小林(守)委員**　民主党の小林です。民主党の意見を表明させていただきます。

地球環境問題への対応という視点から考えますと、今でこそ、フロン類はオゾン層を破壊し、強力な温暖化物質であり、その回収・破壊は先進国の責任である、このような認識は国民共通のものになってきていると思いますが、一九三〇年、アメリカで発明されたこの物質は、戦後、日本においてもその使用用途が飛躍的に拡大されてまいりました。化学的に極めて安定した物質であり、人体に無害という夢の物質だとさえ言われ、称賛されたものであります。

しかし、CFCというフロンが地上から二十キロや五十キロ上空の成層圏においてオゾン層を破壊するということが四十数年後に、一九七〇年代の後半に科学者の間でわかってまいりました。一九八五年に日本の南極越冬隊が南極の上空にオゾンホールを発見して以来、世界に大変な驚きと不安をもたらし、八五年にはウイーン条約、そして二年後のモントリオール議定書に結びついたわけであります。そして、全地球的な生産削減が行われることになったわけであります。

このような科学的知見の発展という過程を考えるならば、まずフロンの問題一つとって考えるならば、私たち人類が豊かで便利な生活を求めていく過程の中で、科学技術の進歩発展とその適用、それについては、二十一世紀の環境原則として、予防措置原則というものをしっかりと打ち立てていかなければならないのではないか。もちろん、今日の有害な化学物質においてこのようなことが強く言われているところでありますけれども、私は、このフロンの発見と、そしてそのもたらした地球環境への悪影響、これらをまず一つ大きな反省材料として取り上げる必要があるんだろう、このように考えます。

科学的知見は、私たちが四年前にオゾン層の保護法の改正という形で提案をした時点においては、二〇〇〇年にピークを迎える、そして二〇四五年にはもとに戻っていくであろう、九五年の生産禁止によって二〇四五年にはほぼもとの状態に戻ってくるであろう、このような科学的知見が、UNEP、国連環境計画によって出されておりましたが、今日では、九八年のUNEPの知見によりますと、オゾン層の破壊のピークは二〇二〇年までに訪れる、そして今後二十年間オゾン層は非常に脆弱な状況にある、さらに、地球温暖化の影響で回復がおくれることが懸念される、このようなことが新たに発表されているところであります。

科学的知見は悪い方向に深刻化していると言わざるを得ません。地球温暖化についての科学的知見も悪い方向に深刻化している、こういうことになるのではないかと思います。

言うまでもなく、オゾン層は、三十六億年の地球生命の歴史の中で、海から地上に生物が生息できるようになった四億年ぐらい前に、太陽から降り注ぐ有害な紫外線をカットする地球のバリアとしてできたわけでありまして、このオゾン層が破壊されるということは、四億年前の地球に戻してしまうようなことを意味するわけであります。そういう点で、このオゾン層を保護しなければならないというのは先進国の責任ばかりでなく、その破壊は地球の生命に対する犯罪でもあるのではないか、このようにも考えているところであります。

オゾン層の問題を考えるときに、先ほど申しましたように、予防措置の原則、そして先進国の責任、これを明確にする必要があるだろうし、途上国に対する先進国の代替技術の開発、そして国際協力支援、これが求められている、このように考えているところであります。

当初は、オゾン層の破壊の視点で我々はフロンの回収・破壊というものを考えてまいりましたが、COP3京都議定書において、新たに代替フロンであるHFCについても強力な温暖化ガスであるという対象の物質に指定されました。既に先進各国では、CFCやHCFCという代替フロンは回収・破壊が当然のこととして行われている、ですから温暖化ガスとしては対象外にするというようなことでありましたが、日本の取り組みにおいては、業界団体あるいは自治体の自主的な取り組みというような経過がございまして、その実効性は極めて残念な状態にあると言わざるを得ないわけであります。

そういう点で、実効性を上げるための経済的なインセンティブを働かせた、そして法的な根拠のある回収・破壊のシステムを何が何でもつくらなければならない、これが私たち民主党の、四年前に法案を提案した時点からの認識であります。

山本先生の方からもお話がありましたように、まさにそのとおり、大変な困難の中で、あるいは抵抗の中で、それでも私たちの責任として何としてでもこれは実効のある回収・破壊のシステムをつくらなければならない、このように取り組んできたところであります。

四年前に私が環境委員会に所属いたしましてからずっとこの問題については、法案を一度出しながら廃案になり、そのときは審議もされませんでした。しかし今日に至って、与党の皆さんや各党の皆さん方の大きな取り組みの中で、いよいよ議員立法で実現できる方向に差しかかっているということでありまして、大変喜びとするところであり、大きな期待を持っているところであります。

私たちの考え方の中で、四月に新たなフロン回収・破壊の法案を提案させていただきました。四年前の法案よりも進化発展したものだと自負をしているところでありますが、これは、自動車や業務用冷凍空調機器に使われているフロンの全体フロンに対する割合というのは三十数%である、フロン全体の中では、断熱材などに使われているもの、あるいは洗浄剤などに使われているもの、これが六割近い、こういうことを考えますると、私たちは、フロンの全体に網をかけて回収・破壊をしていくような法制度が求められている。

このような視点に立って、なおかつ現実的な取り組みとしては、家電リサイクル法でのフロンの回収が既に四月から行われ出したわけであります。そして今、自動車のカーエアコンが、あるいは業務用の冷凍空調機器が直接の対象であります。それはそれでスキームをつくっていくことを求めるわけですが、やはり私たちが忘れてはならないのは、断熱材へのフロンの利用や、あるいは途上国に対する輸出品に使われているフロンはどうなっているのか、これも重大な先進国の問題なのではないか、責任ではないのか、このように考えております。

それからもう一つ、フロンには大気中へ放出することが使用目的の製品もあります。あるいは、断熱材というのも回収がなかなか技術的に困難だというような現実にもあります。そういうことを考えますると、やはり脱フロンの方向性を明確に示していくことが今求められているのではないか、このように考えます。そういう点で、脱フロンへの既に開発されている技術を普及発展させていく、それに行政がバックアップをしていく、このような仕組みも求められているのではないか、このように考えているところであります。

費用負担のあり方については、いずれにしても、実効性の上がる、そして回収・破壊のインセンティブを働かせる、そういうものであれば、私は、よりやりやすいような仕組みにお任せしていいのではないか、このように考えますし、市場原理にゆだねていく、これもまた私たちの考え方として取り入れていきたい、このようにも考えているところです。

時間が参りましたので要約いたしますけれども、CFCというフロンは待ってくれません。あと二、三年のうちにはほとんどが大気中に放出されてしまうのではないか、このような状態にあります。そういう点でも、できるだけ早急にCFC初めHCFC、あるいは温暖化ガスであるHFCなどの回収・破壊を、特にCFCの回収・破壊を今すぐにでも法的な体制のもとで始める。オゾン層の破壊は待ってくれない、このことを強く主張させていただきまして、民主党の意見表明とさせていただきます。ありがとうございました。

○五島委員長　公明党青山二三さん。

○青山(二)委員　公明党の青山二三でございます。

それでは、早速フロン回収・破壊法に関する公明党の考え方を述べさせていただきます。

フロン類の大気中への放出の防止は、オゾン層破壊や地球温暖化を防ぐために早急に進めなければならない課題でございます。オゾン層保護法によりまして、モントリオール議定書に従った生産規制が行われておりますが、フロン類が使用されていた機器が廃棄される際の大気中への放出につきましては野放し状態にございます。特に、エアコンや冷蔵機器、冷凍機器に冷媒として充てんされているフロン類については、これらの製品を廃棄する際に大量に放出される危険性があり、かつ回収・破壊のための技術も確立していることから、早急に回収・破壊のためのシステムを構築する必要があります。

特に、機器の中にストックとして残されている冷媒CFCのうち、回収・破壊について法的な手当てがされているのは、この四月から施行されました家電リサイクル法に基づく家庭用機器のみであり、二割を占めるにすぎません。残された八割を占める業務用冷凍空調機器とカーエアコンにつきましては、我が国は何ら法的な手当てがなされておりません。アメリカやEU諸国が、CFCの生産規制の導入と時期を同じくして九〇年代の初頭から冷媒フロンの回収に関する法制度を制定したことに比べますと、恥ずかしいことだと言わざるを得ません。さらに、本年七月までに先進国は、CFCの回収・破壊の方針を含むCFC管理戦略を国連環境計画オゾン事務局に提出しなければなりません。

このため、公明党では、自動車メーカー、フロンメーカー、空調機器メーカー、フロン回収を行っている業者などの関係者の生の声を聞きながら検討を進め、昨年十一月に生産者の責任を盛り込んだフロン回収・破壊法案を取りまとめ、公表いたしました。

この当初案の特色は、業務用冷凍空調機器とカーエアコンとを同じ仕組みで扱い、この二つの機器に共通する生産者としてフロンメーカーからフロンの破壊に要する費用を公的機関が徴収することとし、支払われない場合は強制徴収ができるとしていた点であります。回収費用につきましては、廃棄をするユーザーが相対で支払うことといたしておりました。

公明党が法案を公表したことによりまして、フロン回収・破壊法の制定が現実の課題として世の中に認識されることになりました。しかしながら、昨年末以来、自由民主党、保守党に対しまして、与党プロジェクトチームを設置して早急に検討を行うことを働きかけてはきましたが、自民党内の調整がなかなか調わず、ようやく第一回の与党プロジェクトチームが開催されましたのは今年の三月十六日でありました。

その後、週二回ペースで与党内の検討を進めてきました。そして、議論を進める過程で、事業者の相対取引の中で扱われる業務用冷凍空調機器と、一般市民が関与し廃棄に当たっても複雑なルートをたどるカーエアコンは、それぞれの特色を踏まえた制度の方が実効性が上がるのではないかとの思いが強まりました。

また、拡大生産者責任の観点からは、鉄、プラスチック、ゴムなどの他の素材と同じ位置づけとなるフロンの製造者に責任を負わせるより、素材の選択権を持ち、大きな影響を与え得る自動車メーカーがユーザーに対する最終の生産者として責任を負うべきではないかと考えたわけでございます。

そこで、業務用冷凍空調機器は廃棄を行うユーザー事業者がフロン回収等の費用を支払うという排出者責任、カーエアコンは自動車メーカーが支払いの責任を負うという拡大生産者責任、そうした現実的でより実効性を重視した修正案を三月三十日の与党プロジェクトチームに提出いたしまして、公表いたしました。

修正案において、自動車メーカーから自動車ユーザーへの費用の請求の方法につきましては、自動車リサイクル法における費用の請求方法と整合をとる必要があるものの、自動車リサイクル法の検討を待っていたのでは今国会中のフロン回収・破壊法が成立しないことになりますので、この法律では、ユーザーへ費用が請求できることだ

けを規定いたしました。これは、消費税が、事業者を納税義務者として、消費者に関する規定は何ら置かれていないことをヒントにしたものであります。自動車ユーザーへの費用請求の方法は自動車メーカーに任され、請求方法が決まらなくても自動車メーカーはフロン回収業者に支払いを行わなければならないので、自動車リサイクルの検討を促進する効果も持つものと考えました。

その後、この修正案をたたき台といたしまして、自動車業界からも意見を求めるなど、与党プロジェクトチームにおいて議論を重ねました。自動車メーカー等からも、拡大生産者責任を受け入れ、回収費用の徴収、支払いの責任を負ってもよいとの考えが示されたことから、自動車メーカー等に回収費用の徴収、支払い及び回収されたフロン類の破壊という責任を果たしてもらうこととといたしました。生産者の責任が徹底されることから、公的機関に関する規定は削除いたしたわけでございます。

もとより、公明党としても、行政改革の観点から、いたずらに公的機関の役割をふやすべきではないと考えているところであり、さらに、拡大生産者責任を自動車メーカー等の方々に果たしていただくことは、今後環境保全を進めていく上でも非常に望ましいことであります。このような決断を下した自動車業界に対しましては、今は評価したいと思っております。

ただし、公的機関を位置づけない以上は、支払いを行うべき自動車メーカーが倒産している場合にだれが費用の徴収、支払いの責任を果たすのかを明確にすることや、フロンメーカーや特定製品の製造者が果たすべき責務についてもきちんと位置づけ、また、そのような責務を果たしてもらうための行政の働きかけについて法律に具体的に盛り込むことが必要であると考え、そのような規定を置きました。

昨年、私たちの主張で制定されました循環型社会形成推進基本法に盛り込まれました拡大生産者責任と排出者責任の考え方を具体化する法案が、一年を経てまとまってきたことには大きな感慨があります。与党案がまとまるまでにはまさに紆余曲折を経てきたわけでありますが、百点の法案とは言えなくても、我が国で初めて、環境保全のための費用について生産者の支払い責任を規定した法律が成立する一歩手前まで来ております。

将来の世代のために、この美しい地球、美しい日本を残していかなければならないとの思いは、環境問題に携わる政治家にとって皆同じではないでしょうか。今国会中の一日も早いフロン回収・破壊法の成立を超党派によりなし遂げられますようよろしくお願いを申し上げまして、公明党の意見表明とさせていただきます。大変ありがとうございました。（拍手）

○五島委員長　次に、自由党樋高剛君。

○樋高委員　自由党の樋高剛でございます。

フロン回収・破壊法のあり方について意見表明をさせていただきます。

地球は、未来に生きる子供や孫たちからの預かりものであり、人類にとってかけがえのないものであるのは論をまたないわけであります。しかしながら、環境汚染は、今や国内の問題のみならず、全地球規模で広がっており、環境問題の解決は国際的に重要な課題として考えなければならないと思います。

生産技術、生活環境の向上によりまして人々の生活は豊かになりましたものの、一方では、大量生産、大量消費、大量廃棄が環境に大きな負担をかけ、長期的かつ広域的な問題となっております。

オゾン層の破壊の防止に対しても、国際的な取り組みに積極的に参画し、また国内においても、オゾン層破壊の要因であるフロンの回収・破壊を明確に推進すべきであると考えます。その措置の一つとして、特定フロン等を回収し破壊処理を行うことについての法制化は有効であると考えております。

フロン回収・破壊法案の必要性について申し上げます。

主要なオゾン層破壊の物質の生産は平成七年末で既に全廃されておりますけれども、過去に生産され、使用されているフロンの回収・破壊の促進が課題となっております。

現在の我が国における特定フロンなどの回収・破壊に関する対策は、関係事業者などの自主的な取り組みを中心として行われておりますけれども、例えばカーエアコンに対する回収率はおよそ一八％と、依然として低迷をいたしております。

一方、冷媒フロンの廃棄の推移見通しによりますれば、CFCの廃棄量は既にピークを迎えている上、今後、HFC、HCFCの廃棄量は急増し、ピークを迎えるものと考えられます。

海外におきましては、アメリカ、ドイツ、フランス、イギリスなどの先進国では法制化が進められているものの、日本においてはいまだフロン回収・破壊法は整備されていないわけであります。

フロンは毎日のように放出されておりまして、今後廃棄量が急増する中で、関係事業者の自主的取り組みにおいても円滑な回収が進まなかったことを踏まえれば、回収・破壊について確実に行われるよう、罰則だけでなく、現実的に実効性が上がる仕組みを法整備において目指すべきであると考えております。

対象物質と排出の禁止について申し上げます。

対象物質は、本来、原則としてすべてのフロンを対象とし、排出を禁止し、回収を促進すべきであります。

対象機器は、広く使われている業務用冷媒機器、カーエアコンを対象にすべきであります。また、冷媒以外に使われているフロン類についても、今後必要な措置を講じるべきであります。例えば断熱材やエアゾールも、調査研究、技術水準を勘案しながら盛り込むべきであると考えます。また、業務用冷媒機器の点検、修理の段階での放出も現実にありますので、メンテナンス作業中の放出の防止など、フロン生産から対象機器製造までを含め一貫して規制の対象とすべきであります。

フロン類生産に当たっての留意点について申し上げます。

フロン類の監視に当たっては、回収・廃棄段階のみならず、フロンの横流しを防ぐために、生産、製品製造過程におけるフロンの管理も行うべきであります。

製品製造段階でフロンが含まれているということをユーザーに周知させるため、製品の包装の部分、取扱説明書等におきましてフロン使用表示を義務づけるべきであります。また、廃棄時の注意喚起のために、製品には、例えば要回収・無断放出禁止等ラベリング義務を課しまして、業者への回収を必ず依頼することを旨とする表示をあわせて行うべきであると考えます。

回収・破壊に当たっての留意点について申し上げます。

引き取りから回収・破壊に至るまで、みだりに放出されることがないよう、処理の過程と廃棄者及び回収・破壊業者の義務と責任を明確にする必要があると考えます。

マニフェスト制度を導入しまして、確実に処理される体制をつくるべきであります。したがって、廃棄者から製品を引き受ける回収者は都道府県知事レベルの登録を必要とすべきであります。

マニフェストを受けまして、回収量、引き渡し量を記録し、回収・破壊状況が都道府県に提出され、国への報告を義務づける管理体制の構築をすべきであります。

適正に処理がなされたのかを検査、調査する機関の確立が重要であります。また、回収義務違反者に対する勧告、命令、違反者への罰則が行われるよう整備すべきであります。

費用負担のあり方について申し上げます。

フロン回収を実効性あるものにするためには、回収業者が実益を上げることができるインセンティブの付与や、フロンを使うメーカーが責任を負う拡大生産者責任の原則などを確立する必要があると考えます。

中小の回収・破壊業者にもある程度の費用対効果の実感が得られるように、回収量をベースにインセンティブを付与する体制のほかに、例えば自

動車などの台数に応じて費用回収が行われるような柔軟な料金体系を設計すべきであります。

また、回収費用はメーカーが定めることになっておりますけれども、料金の根拠や内訳などを示す情報公開を法案で義務づけることも必要であると考えております。

カーエアコンなどの費用回収のあり方については、新規購入のみが負担となるのではなく、現在利用しているカーエアコンの所有者にも応分の負担関係がなされるように考慮するなど、負担の公平性を確保しながら、最も効果的な方法を検討すべきであります。費用負担、徴収方法によりまして、回収・破壊の実効性は変わってくるものであると考えるからであります。

国、地方のあり方について申し上げます。

国、地方を通じて、フロンについての現状と回収・破壊義務の存在、放出の禁止などを国民に周知啓発するための積極的な取り組みが必要であると考えます。現在も行われている国のフロン破壊・回収モデル事業など、地方の主体性を勘案しながら積極的に推進すべきであります。

フロンを使わない冷媒など新技術への移行が図られるように技術開発普及を行うべきであります。また、回収を見込んでおります物質につきましても、極力使用が抑制されるよう努力すべきであります。

フロン類の生産から廃棄に至るまでのチェック体制を整備することが排出防止に有効である点から、マニフェスト制度などを通じまして、都道府県からの報告義務など、製造量、製造別出荷量、廃棄量を的確に把握できる体制を構築すべきであります。

全体として申し上げます。

PFC、SF_6を含めました回収困難な用途への使用を代替物質に転換させる方針を国が示すべきであります。

また、輸出対策として、発展途上国における排出抑制に向けての取り組みに対しまして、技術支援等の国際協力を積極的に行うべきであります。

積極的な体制の整備に向けて申し上げます。

実効性あるフロン回収・破壊法の法制化は早ければ早いほど望ましいと考えます。施行期間は、事業者や地域や国民の周知を図るためにもある程度の期間は必要でありますけれども、なるべく早い段階での施行を行うべきであります。また、施行前でも、現状のフロン回収・破壊への取り組みは、より積極的に行うことができるように強化すべきであります。また、事業者、国民に対して啓発を促す施策を推進すべきであると思います。

フロン問題は急務でありますけれども、現在施行されておりますリサイクル関連法における問題点を点検し、同じ課題を繰り返さない法整備が必要であります。

環境問題全般の問題といたしまして、環境負荷の増大を防ぐ観点から、環境負荷に応じた負担を求める経済的な措置の導入なども今後の検討課題として挙げられます。

最後に、平成十一年十二月に北京で開催されましたモントリオール議定書第十一回締約国会合で、先進国は本年七月までにCFC回収等を含むCFC管理戦略を策定し、国連環境計画事務局に報告することを決定しております。

我が国は地球温暖化対策京都会議の議長国でありまして、そこではHFCが新たに対象物質として取り上げられました。COP6やCFC管理戦略の報告に当たって、日本の国際的な信用を確保するという観点から、また環境先進国を目指すという観点から、実効性が確保されるフロン対策が求められており、法制化を含め積極的に取り組んでいくべきであると考えます。

以上でございます。

○**五島委員長**　次に、日本共産党藤木洋子さん。

○**藤木委員**　日本共産党の藤木洋子でございます。

一九九九年、北京で開催をされたモントリオール議定書第十一回締約国会合では、先進国に対して二〇〇一年七月までに、つまりことしの七月までに、CFCの回収等の取り組みの方向性を定めるCFC管理戦略を策定することを求めております。これはUNEPのオゾン事務局にその戦略について報告をすることが決定されているわけでして、もうすぐ目の前に迫ってきていると言わなければなりません。

しかし、既に先進国の中では、スウェーデンが一九八八年にCFC、ハロン等の回収を義務づける規則を設けております。イギリスでは、一九九〇年にCFC、HCFC等の放出禁止を決めております。アメリカも同じ年に、CFC、HCFC、HFC等の放出禁止、回収の義務づけを行っており、一九九一年にはドイツでも、フロン、ハロン禁止令でCFC、HCFC等を規制対象にしております。こうした各国の取り組みから見るならば、我が国の取り組みのおくれは際立っていると言わなければなりません。

私ども日本共産党は、二〇〇一年度予算に関する党の見解を発表しておりますが、ここで環境対策を強化する予算化を提言してまいりました。地球のオゾン層破壊と温暖化を促進するフロンについて、回収・分解を義務づける法律を制定し、メーカーの責任と負担を明記する、このことを鮮明にいたしております。

この立場から、フロン等の放出禁止及び回収・処理に関する私ども日本共産党の考え方と、それに基づく法案の骨組みをつくっておりますので、これを中心に意見として申し述べてみたいと思っております。

私たちの考え方は、大きく言って四つの特徴を持っております。

その第一は、規制の対象を広くしているという問題です。

二つ目は、フロン等製造事業者、フロン等使用機器及び使用資材の製造・販売事業者が、放出防止及び回収・処理の責任と費用負担を負うこととしているということです。

三つ目は、国の役割を、フロン等管理基本方針を策定し、特定物質放出防止及び回収・処理基準を定め、フロン等の回収・処理を促進することとしている点です。

四つ目の特徴ですが、現在既に進められております都道府県段階の取り組みがあるわけで、これを十分生かした法制度とすることとしている点だと思います。

そこで、まず第一の、特定物質はCFC、HCFC、HFC、PFC、ハロン、四塩化炭素としておりまして、特定物質使用機器及び使用資材は業務用冷凍空調機器、カーエアコン、電気冷蔵庫等の機器と電気冷蔵庫、建築用材等の断熱材発泡剤及びエアゾール噴射剤等の使用資材まで規制対象を広くとっている点です。

先ほどもお話がございましたけれども、実際に今ストックされている中で、この分野というのは、カーエアコンや冷凍庫など以外の分野というのが六割近くあるわけでして、ここにもきちんと法制度をつくっていかなければ本当にフロンの放出を防ぐことは難しかろうというふうに考えます。

これは、一九九七年の化学品審議会に提出をされた試算を見ても明らかになっているところであります。この分野の処理技術の開発がまだおくれているということもございますけれども、それであればこそなおさら法に明記をしてその促進を進める必要があると考えております。

二つ目の柱の拡大生産者責任についてでございますけれども、これは、特定物質放出防止及び回収・処理基準を遵守することと、フロン等の放出防止及び回収・処理の責任と費用負担を負うことを義務づけている点です。ですから、排出時の費用負担は求めておりません。

さらに、すべての特定物質使用機器及び使用資材の使用、修理、廃棄事業者に対しては、こういったことを行う事業者に対しては、特定物質放出防止及び回収・処理基準を遵守することと義務づけております。

三つ目の国の責務ですけれども、基本方針、基準の策定と回収・処理を促進させる、このことに責任を負わせておりますから、根幹に責任を負うという位置づけになっております。

そのために、一、機器及び資材の製造、販売、設置、保守、廃棄業者の放出禁止と回収・処理義務、二、カーエアコン、業務用冷凍のCFC再充てん及び使用禁止、三、建築用材等の断熱材発泡剤及びエアゾール噴射剤等の回収及び破壊のための技術開発及び施設設備、四、回収作業の基準、五、点検義務、六、最終事業者の確認義務、七、ラベリングの義務づけ、八、貯蔵許可義務等を明確にすることとなっております。

四つ目の、都道府県段階の取り組みを生かす問題ですけれども、既に、フロンの排出抑制、回収等に関する規定を含む環境関連条例を制定している自治体は十一に上っておりますし、フロン回収等の推進協議会を組織してフロン回収・破壊ルートを構築している自治体は二十四になっております。こうした自治体の積極性を活用することは事業の促進に寄与することになるだろうと考えています。もちろん、国民、消費者には、フロン等の排出防止に努めること、回収・処理に協力を求めることは言うまでもありません。

科学者の間でCFCが成層圏でオゾン層を破壊するという報告が出されて以来、実際に一九八五年には南極上空にオゾンホールの出現も報告され、国際的にもフロンの放出を防止することが切実な課題として追求をされている現在、法律をつくるからには、国民の合意が得られる、そういう法制に練り上げて早急に実現することが何よりも求められていると思います。

先ほど、総論賛成、各論問題がいろいろありましたけれども、業界など立場の違うところからいろいろな意見が出るのは当然だと思います。しかし、圧倒的多数の合意が得られる、そういう法律であることが最も望ましいのではないかということを申し上げておきたいと思います。

そこで、先ほど山本委員の方から御提議がございました与党の法案についてですけれども、私たちは、このことにつきまして、今申し上げたような立場から、基本的な考えで幾つも問題はあるんですけれども、その中でとりわけ大切な問題三つを指摘させていただきたいと思います。

それは、業務用冷凍空調機器とカーエアコンからのフロン類の回収・破壊システムの責任が、よくよく読んでみますと、専ら回収・破壊業者と地方自治体などに負わされておりまして、フロン及びフロン使用製品製造者等の責任と負担が明記されていない、全く不十分な規定になっているということを指摘しないわけにはまいりません。製造者責任でのフロン回収・破壊の法案と言えるのかという疑問を感じております。

二つ目は、カーエアコンから出るフロンの処理費用についての自動車ユーザーの負担を明記していながら、その支払い方法については明記していないという点です。これは、経済産業省が今検討中の自動車リサイクル法案を待って決めるために附則で先送りしていることになっておりますけれども、立法府が政府に、制度の重要な規定を白紙委任するというようなことは認めることができないのではないかと感じております。

三つ目に、将来的にどのような自動車リサイクル制度になるのか明確でありません。ところが、この法律では、自動車リサイクル制度を肯定的に評価し、政府が、この法律の自動車からのフロン類の回収及び破壊に関する規定について、廃止も含めた見直しをするなどという規定を盛り込んでいることに対しても、疑問を感じないわけにはまいりません。

こういった問題を指摘させていただきまして、日本共産党の意見表明とさせていただきます。（拍手）

○五島委員長　次に、社会民主党・市民連合金子哲夫君。

○金子（哲）委員　社会民主党・市民連合を代表しまして、社民党のフロン回収・破壊法にかかわる意見を申し上げたいと思います。

フロンの回収・破壊法をつくるに当たってまず大事にしたいことは、何よりも拡大生産者責任の原則を明確にすべきだというふうに考えております。これからのさまざまなリサイクル法や環境政策に当たって、このことが私は基本的に尊重されなければならないからだと考えております。その点では、私たち社民党としては、本来ならば、フロン回収・破壊にかかわる費用を税金の形で負担するフロン回収・破壊税、目的税を創設していくべきだという考えを持っております。そういう方向性の中で、今回のこの法案がどのような形で明確になっていくのかということが非常に大事だと私たちは考えております。

もちろん、本来、環境に非常に多くの負荷をかけるフロン類の回収・破壊については早急に行わなければなりませんけれども、同時に、生産、使用についても抑制することが必要であるし、将来においては、フロン類の全廃を目指して、自然物質への転換を基本的に推進していくという方向性を明確にすべきだと考えております。

以上のような基本的な考え方を表明しながらも、実際にはフロンの回収・破壊が一日も待てないという現状もあるわけでありまして、社民党としても、今までの論議もありますし、今国会が非常に重要な段階を迎えているということを十分に認識しながら、今国会でよりよい法案が成立するように私たちも考えていきたいというふうに考えております。

だからといって、時間がないからといって、その内容が重要な点で不十分であってはならないわけでありまして、その点についても、当然のこととして言及をしておきたいと思います。

そうした上に立って、今回、既に与党案が提出をされて、ぜひ協議をしたいという提案も受けておりますので、その点を受けながら、私たちとしては、より具体的に討論に参加をしていきたいというふうに思っております。

今回まとめられた与党案の中では、第二種特定製品からのフロン類の回収・破壊費用を自動車メーカーが支払うことを明確化した点では、一応お金と物の流れを分離したということで評価をしたいと考えております。しかし、大きな問題として、自動車メーカーが支払うべき回収・破壊処理費用をユーザーから徴収することができるようになっておりますけれども、どの時点でどのような形でユーザーに負担が転嫁されるのかが明確になっておりません。

御承知のように、四月に家電リサイクル法が施行されました。これは、不法投棄が非常に増大して今大きな問題になっているのは御承知のとおりであります。五月の十六日に開催をされました第一回の中国地方の知事会議でも、廃棄物対策ではこの問題が大きな議題になっておりまして、費用徴収の問題が全県の知事から指摘をされております。料金先払い制度を創設すべきだという意見であります。

家電リサイクル法の後払い方式によって不法投棄が増大したことは明らかだと私は考えております。広島県においては、明らかになっている件数だけでも、先般、知事の発言では、四月の一カ月間だけで百七十六件もあったと聞いております。実際にはそれ以上だということが言えると思います。その原因が後払い方式にあることは明らかであります。

こうした家電リサイクル法施行による大きな問題点が指摘をされている時期だけに、そしてまた、今後のさまざまなリサイクル法に与える影響なども考えますと、私は、費用負担の時期を明らかにすることは非常に重要なことだと考えております。

私たち社民党としては、廃車時負担とならないように、新車購入時負担という方向性をきっちりと明確にすべきだと考えております。特に、これからこのフロンにかかわる法案を議員立法として立法化を目指しているというときだけに、このことをはっきりさせるということは、私たちが議員としてこの法案を責任持って成立させるとするならば、その考え方がどのような形であらわれるかということは極めて重要なことだと考えておりまして、この問題は、どうしてもはっきりしなければならないと考えております。

第二には、カーエアコンにかかわる問題ですが、

施行時期の問題であります。施行時期が、十月三十一日までの間で政令に定める日と明記をされておりますが、四月一日から余りにも期間があり過ぎるというふうに考えております。

確かに、実際にさまざまな準備期間が必要であるということは言えると思いますけれども、しかし、この期間中に廃車される台数やフロンの排出量を考えてみますと、余りにも時間がかかり過ぎるというふうに考えますので、可能な限り施行期日を前にすべきだと考えております。

小泉総理が誕生されて、低燃費車の買いかえを早急に行うように指示されたと言われておりますけれども、また、その方向で努力をされていると聞いておりますけれども、もしこのまま、与党案で提出されているような十月三十一日という時期では、小泉総理の考え方からいっても、余りにも遅過ぎる施行の時期だということを言わざるを得ません。

とりわけ、家電リサイクル法の際、施行前の走り込みの買い入れなど考えてみますと、施行日前の不法投棄を防止する意味からも、施行以前の回収にも万全を期すことが必要だと考えております。例えば、施行日以前の回収フロンについても費用支払いの対象とするなどの措置をとって、この法律の本来の目的、趣旨である、できるだけ多くのフロンの回収・破壊を促進するという立場からも、この点についても前向きに検討すべきだと考えております。

第三は、自動車リサイクル法との関連です。

今回提案されている法案では、フロン類の回収及び破壊について、使用済み自動車の循環的な利用の中で一定的に行うとして、フロン回収及び破壊に関する規定について廃止を含めた見直しを行うということが提起をされておりますけれども、私は、これは本末転倒しているのではないかというふうに考えております。

確かに、自動車リサイクル法の作成に向けて検討されていることは承知しておりますが、その法律の検討結果がどのようになるかもわからない時点で、しかもいつ成立するかも確定していない時点で、その法案成立を前提に廃止にまで触れているということは到底理解できません。本来あるべきは、自動車リサイクル法がこのフロン法案との一体化を図るべきであります。

第四には、フロン製品に頼らない社会システムをどうつくるかということです。

フロン類の大気中への放出によってオゾン層が破壊され、地球温暖化が進むのであるから、どれだけ多くのフロン類を回収・破壊するかということと同時に、早急にかつ積極的にフロン代替製品の開発研究を行って、フロン全廃を目指した取り組みを行うことが重要です。自然物質への転換を図ることを理念として積極的に行うべきです。

それから、法案作成に当たって、どれだけ多くの人たちの意見を聞くかということも重要だと思います。一人一人の生活者はもとより、地方自治体、企業などの理解、協力なくして大きな成果をおさめることはできません。

先ほど申し上げました五月十六日の中国地方の知事会議においても、料金の先払い制度の創設と同時に意見が出されておりますのは、法制定過程における自治体意見の聴取の要求であります。私は、当然のことだと考えております。

家電リサイクル法施行による不法投棄は、結局、自治体への大きな影響となってあらわれております。生活に密着し、自治体が重要なかかわりを持つこうした法案の制定過程において、積極的に自治体の意見を聴取し、その意見を反映していくことは、その法を実効あるものとする上からも非常に重要なことだと思います。

今フロン類の回収・破壊法においても、可能な限り自治体意見を聴取されるよう強く要望します。そのことが、施行時期を早め、実効ある法案とするために有効であると考えるからです。

いずれにしても、フロン類の回収・破壊は一日も早く実行すべき課題ということをしっかりと念頭に置いて、私たち社民党としても真剣に協議をしてまいるということを御報告させていただきまして、意見表明といたします。（拍手）

○五島委員長　これより懇談に入ります。

〔午前十時四十五分懇談に入る〕

〔午前十一時五十七分懇談を終わる〕

○五島委員長　これにて懇談は終わりました。

次回は、来る六月一日金曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

温泉法の一部を改正する法律案

温泉法の一部を改正する法律

温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　温泉の保護（第三条―第十二条）
第三章　温泉の利用（第十三条―第二十七条）
第四章　諮問及び聴聞（第二十八条・第二十九条）
第五章　雑則（第三十条―第三十三条）
第六章　罰則（第三十四条―第三十九条）
附則

第一条に見出しとして「（目的）」を付する。

第二条に見出しとして「（定義）」を付し、同条第一項中「ゆう出する」を「ゆう出する」に改める。

第三条に見出しとして「（土地の掘削の許可）」を付し、同条第一項中「ゆう出させる」を「ゆう出させる」に、「掘さくしよう」を「掘削しよう」に、「環境省令の」を「環境省令で」に改め、同条第二項中「掘さく」を「掘削」に改め、同条第三項中「許可を与える」を「同項の許可をしようとする」に改める。

第四条から第六条までを次のように改める。

（許可の基準）

第四条　都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

一　当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。
二　前号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。
三　申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。
四　申請者が第七条第一項第三号の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。
五　申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

2　都道府県知事は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。

（許可の有効期間等）

第五条　第三条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して二年とする。

2　都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削の工事が災害その他やむを得ない理由により当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれるときは、環境省令で定めるところにより、当該許可を受けた者の申請により、一回に限り、二年を限度としてその有効期間を更新することができる。

（工事の完了又は廃止の届出）

第六条　第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る掘削の工事を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2　前項の規定による届出があつたときは、第三条第一項の許可は、その効力を失う。

第二十七条から第三十条までを削る。

第二十六条中「、これを」を削り、同条の条名を削る。

第二十五条中「前三条」を「第三十四条から前条まで」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第三十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　第十七条第一項の届出を怠つた者

二　第二十条の規定に違反した者

第二十四条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「これを五千円」を「三十万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　第六条第一項、第十四条第三項又は第十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十四条第三号中「第十七条第一項又は第二項」を「第二十四条第一項又は第三十一条第一項」に改め、「当該官吏又は吏員の」を削り、「又は忌避した」を「若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号中「第十六条」を「第二十四条第一項又は第三十条」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

二　第十四条第一項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

三　第十四条第二項の規定に違反した者（前号の規定に該当する者を除く。）

四　第二十三条の規定に違反した者

第二十四条を第三十七条とする。

第二十三条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、「これを」を削り、「五千円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第六条（第八条第二項において準用する場合を含む。）、第七条（第八条第二項及び第二十九条第二項」を「第七条第二項若しくは第八条（これらの規定を第九条第二項」に、「第九条又は第十八条」を「第十条第一項又は第二十七条第二項」に、「従わない」を「違反した」に改め、同条第二号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条に次の二号を加える。

三　第十五条第一項の規定に違反して登録を受けないで温泉成分分析を行つた者

四　不正の手段により第十五条第一項の登録を受けた者

第二十三条を第三十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十六条　第十四条第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十二条第一項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、「これを」を削り、「一万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「刑は」を「罪を犯した者には」に、「これを」を「懲役及び罰金を」に改め、同条を第三十四条とする。

第五章を第六章とする。

第二十一条に見出しとして「（聴聞の特例）」を付し、同条第一項中「都道府県知事が、第六条（第八条第二項」を「都道府県知事は、第七条第二項（第九条第二項」に、「第九条第一項又は第十八条」を「第十条第一項又は第二十七条第二項」に改め、同条第二項中「第五条（第八条第二項において準用する場合を含む。）、第六条（第八条第二項」を「第七条（第九条第二項」に、「第九条第一項又は第十八条」を「第十条第一項又は第二十七条」に改め、第四章中同条を第二十九条とする。

第二十条に見出しとして「（審議会その他の合議制の機関への諮問）」を付し、同条中「第四条（第八条第二項」を「第四条第一項（第九条第二項」に、「第六条（第八条第二項」を「第七条（第九条第二項」に、「第八条第一項又は第九条」を「第九条第一項又は第十条第一項」に改め、同条を第二十八条とする。

第十九条を削る。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章　雑則

（報告徴収）

第三十条　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対し、土地の掘削の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は温泉源から温泉を採取する者若しくは温泉利用施設の管理者に対し、温泉のゆう出量、温度、成分、利用状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2　経済産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、工業用に利用する目的で温泉源から温泉を採取する者又はその利用施設の管理者に対し、温泉のゆう出量、温度、成分、利用状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

（立入検査）

第三十一条　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

2　経済産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉を工業用に利用する施設に立ち入り、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

3　第二十四条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による立入検査について準用する。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第三十二条　第三章、第二十九条第一項（第二十七条第二項の規定による処分に係る部分に限る。）、第三十条第一項（温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。）又は前条第一項（温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。）の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（次項において「保健所を設置する市」という。）又は特別区の長が行うこととすることができる。

2　保健所を設置する市又は特別区の長は、前項に規定する事務に係る事項で環境省令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

（経過措置）

第三十三条　前条第一項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第十六条から第十八条の三までを削る。

第十五条に見出しとして「（改善の指示）」を付し、同条中「環境省令の」を「環境省令で」に改め、第三章中同条を第二十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（許可の取消し等）

第二十七条　都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十三条第一項の許可を取り消すことができる。

一　公衆衛生上必要があると認めるとき。

二　第十三条第一項の許可を受けた者が同条第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。

三　第十三条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2　都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第十四条に見出しとして「（地域の指定）」を付し、同条中「温泉利用施設」の下に「（温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設、温泉を工業用に

利用する施設その他温泉を利用する施設をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第二十五条とする。

第十三条に見出しとして「（温泉の成分等の掲示）」を付し、同条中「見易い」を「見やすい」に、「環境省令の」を「環境省令で」に改め、同条に次の三項を加える。

2　前項の規定による掲示は、次条第一項の登録を受けた者（以下「登録分析機関」という。）の行う温泉成分分析（当該掲示のために行う温泉の成分についての分析及び検査をいう。以下同じ。）の結果に基づいてしなければならない。

3　温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第一項の規定による掲示をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その内容を都道府県知事に届け出なければならない。

4　都道府県知事は、第一項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る掲示の内容を変更すべきことを命ずることができる。

第十三条を第十四条とし、同条の次に次の十条を加える。

（温泉成分分析を行う者の登録）

第十五条　温泉成分分析を行おうとする者は、その温泉成分分析を行う施設（以下「分析施設」という。）について、当該分析施設の所在地の属する都道府県の知事の登録を受けなければならない。

2　前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　分析施設の名称及び所在地

三　温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能

四　その他環境省令で定める事項

3　都道府県知事は、第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を登録分析機関登録簿に登録しなければならない。

一　前項第三号に掲げる事項が、温泉成分分析を適正に実施するに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二　当該申請をした者が、温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。

4　次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。

一　この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第二十一条（第三号を除く。）の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

5　都道府県知事は、第一項の登録をしたときはその旨を、当該登録を拒否したときはその旨及びその理由を、遅滞なく、申請者に書面により通知しなければならない。

（変更の届出）

第十六条　登録分析機関は、前条第二項各号に掲げる事項に変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（廃止の届出）

第十七条　登録分析機関は、温泉成分分析の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2　前項の規定による届出があつたときは、当該登録分析機関の登録は、その効力を失う。

（登録の抹消）

第十八条　都道府県知事は、前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第二十一条の規定により登録を取り消したときは、当該登録分析機関の登録を抹消しなければならない。

（登録分析機関登録簿の閲覧）

第十九条　都道府県知事は、登録分析機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（登録分析機関の標識）

第二十条　登録分析機関は、環境省令で定めるところにより、その事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

（登録の取消し）

第二十一条　都道府県知事は、登録分析機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一　第十五条第一項及び第二項、第十六条、第十七条第一項、前条、次条並びに第二十三条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定に違反したとき。

二　第十五条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。

三　第十五条第四項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。

四　不正の手段により第十五条第一項の登録を受けたとき。

（環境省令への委任）

第二十二条　第十五条から前条までに定めるもののほか、登録の手続、登録分析機関登録簿の様式その他登録分析機関の登録に関し必要な事項は、環境省令で定める。

（温泉成分分析の求めに応ずる義務）

第二十三条　登録分析機関は、温泉成分分析の求めがあつた場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（報告徴収及び立入検査）

第二十四条　都道府県知事は、温泉成分分析の適正な実施を確保するために必要な限度において、温泉成分分析を行う者に対し、その温泉成分分析に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所若しくは分析施設に立ち入り、温泉成分分析に使用する器具、機械若しくは装置、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十二条に見出しとして「（温泉の利用の許可）」を付し、同条第一項中「環境省令の」を「環境省令で」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　第四条第二項の規定は、第一項の許可をしないときについて準用する。

第十二条第一項の次に次の一項を加える。

2　次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。

一　この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第二十七条第一項第三号の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

第十二条を第十三条とする。

第十一条に見出しとして「（他の目的で土地を掘削した者に対する措置命令）」を付し、同条第一項中「温泉をゆう出させる」を「都道府県知事は、温泉をゆう出させる」に、「を掘さくしたため」を「が掘削されたことにより」に、「ゆう出量」を「ゆう出量」に、「を及ぼす」を「が及ぶ」に、「都道府県知事は、土地を掘さくした」を「その土地を掘削した」に、「阻止する」を「防止するため」に改め、「措置を」の下に「講ずべきことを」を加え、同条第二項中「都道府県知事が」を「都

道府県知事は」に、「基く」を「基づく」に、「掘さくした」を「掘削した」に改め、第二章中同条を第十二条とする。

第十条に見出しとして「(環境大臣への協議等)」を付し、同条第一項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条に見出しとして「(温泉の採取の制限に関する命令)」を付し、同条第一項中「温泉源保護の」を「温泉源を保護する」に、「温泉源より」を「温泉源から」に改め、同条を第十条とする。

第八条に見出しとして「(増掘又は動力の装置の許可)」を付し、同条第一項中「ゆう出路」を「ゆう出路」に、「ゆう出量」を「ゆう出量」に、「環境省令の」を「環境省令で」に改め、同条第二項中「前四条」を「第四条から前条まで」に改め、「装置」の下に「の許可」を加え、「、これを」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第四条第一項第一号及び第二号、第五条第二項、第六条第一項並びに第七条第一項第一号中「掘削」とあるのは「増掘又は動力の装置」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「増掘又は動力の装置が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該増掘若しくは動力の装置」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置した者」と読み替えるものとする。

第八条を第九条とする。

第七条に見出しとして「(原状回復命令)」を付し、同条中「第三条第一項の許可が取り消されたとき、又は許可を受けて掘さくした」を「都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削が行われた場合において、当該許可を取り消したとき、又は当該掘削が行われた」に、「ゆう出しない」を「ゆう出しない」に改め、「、都道府県知事は」を削り、「土地を掘さくした」を「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した」に改め、「また」を削り、同条を第八条とする。

第六条の次に次の一条を加える。

(許可の取消し等)

第七条　都道府県知事は、次に掲げる場合には、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

一　第三条第一項の許可に係る掘削が第四条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当するに至つたとき。

二　第三条第一項の許可を受けた者が第四条第一項第三号又は第五号のいずれかに該当するに至つたとき。

三　第三条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2　都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、第三条第一項の許可を受けた者に対して、公益上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

附　則

(施行期日)

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(掘削等の許可に関する経過措置)

第二条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の温泉法(以下「旧法」という。)第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けている者に係る当該許可については、この法律による改正後の温泉法(以下「新法」という。)第五条(新法第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定は適用せず、旧法第五条(旧法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、新法第二十九条第二項中「第七条」とあるのは、「温泉法の一部を改正する法律(平成十三年法律第　　号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の第五条(同法による改正前の第八条第二項において準用する場合を含む。)、第七条」とする。

(許可の取消しに関する経過措置)

第三条　この法律の施行の際現に旧法第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けている者に対する新法第七条第一項(新法第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

第四条　この法律の施行の際現に旧法第十二条第一項の許可を受けている者に対する新法第二十七条第一項の規定による許可の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(温泉の成分等の掲示に関する経過措置)

第五条　この法律の施行の際現に旧法第十三条の規定によりされている掲示については、新法第十四条第二項及び第三項の規定は適用しない。

(検討)

第六条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部改正)

第七条　伊東国際観光温泉文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「虞」を「おそれ」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「掘さく」を「掘削」に改める。

理　由

温泉をゆう出させるための土地の掘削の実施状況にかんがみ、当該掘削の許可の有効期間を設けるとともに、温泉に入浴する者等の健康を保護するため、温泉の成分等の掲示に際してその分析をする者に関する登録制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

浄化槽法の一部を改正する法律案

浄化槽法の一部を改正する法律

浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十四条」を「第六十七条」に改める。

第五条第一項中「第四十八条第四項」を「第四十八条第三項」に改める。

第四十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「環境省令で定めるところにより」を削り、「が認定した講習会」を「の指定する者(以下この章において「指定講習機関」という。)が国土交通省令・環境省令で定めるところにより行う浄化槽工事に関して必要な知識及び技能に関する講習(以下この章において「講習」という。)」に改め、同条第五項を削る。

第四十三条第四項中「指定する者に」を「指定する者(以下この章において「指定試験機関」という。)に、」に改め、「事務」の下に「(以下この章において「試験事務」という。)」を加え、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とし、同条に次の二項を加える。

6　国土交通大臣は、浄化槽設備士試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

7　国土交通大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて浄化槽設備士試験を受けることができないものとすることができる。

第四十三条の次に次の二十七条を加える。

(指定試験機関の指定)

第四十三条の二　指定試験機関の指定は、主務省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

2　主務大臣は、他に前条第四項の規定により指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一　職員、設備、試験事務の実施の方法その他

の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二　前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3　主務大臣は、第一項の申請が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一　申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二　申請者がその行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三　申請者が、第四十三条の十二の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四　申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ　次条第二項の命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

（指定試験機関の役員の選任及び解任）

第四十三条の三　指定試験機関の役員の選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　主務大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第四十三条の五第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

（事業計画の認可等）

第四十三条の四　指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第四十三条第四項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

（試験事務規程）

第四十三条の五　指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下この章において「試験事務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　試験事務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。

3　主務大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（指定試験機関の浄化槽設備士試験委員）

第四十三条の六　指定試験機関は、浄化槽設備士試験の問題の作成及び採点を浄化槽設備士試験委員（以下この条及び第四十三条の八第一項において「試験委員」という。）に行わせなければならない。

2　指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、主務省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3　指定試験機関は、試験委員を選任したときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4　第四十三条の三第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

（受験の停止等）

第四十三条の七　指定試験機関が試験事務を行う場合において、浄化槽設備士試験に関して不正の行為があつたときは、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させることができる。

2　前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第四十三条第六項及び第七項の規定の適用については、同条第六項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第七項中「前項」とあるのは「前項又は第四十三条の七第一項」とする。

（秘密保持義務等）

第四十三条の八　指定試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2　試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（帳簿の備付け等）

第四十三条の九　指定試験機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに試験事務に関する事項で主務省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

（監督命令）

第四十三条の十　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（試験事務の休廃止）

第四十三条の十一　指定試験機関は、主務大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（指定の取消し等）

第四十三条の十二　主務大臣は、指定試験機関が第四十三条の二第三項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2　主務大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第四十三条の二第二項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二　第四十三条の三第二項（第四十三条の六第四項において準用する場合を含む。）、第四十三条の五第三項又は第四十三条の十の規定による命令に違反したとき。

三　第四十三条の四、第四十三条の六第一項から第三項まで又は前条の規定に違反したとき。

四　第四十三条の五第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五　次条第一項の条件に違反したとき。

（指定等の条件）

第四十三条の十三　第四十三条第四項、第四十三条の三第一項、第四十三条の四第一項、第四十三条の五第一項又は第四十三条の十一の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2　前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（指定試験機関がした処分等に係る不服申立て）

第四十三条の十四　指定試験機関が行う試験事務に係る処分（浄化槽設備士試験の結果についての処分を除く。）又は不作為については、主務大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

（国土交通大臣による試験事務の実施）

第四十三条の十五　国土交通大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2　国土交通大臣は、指定試験機関が第四十三条の十一の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第四十三条の十二第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

（公示）

第四十三条の十六　主務大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第四十三条第四項の規定による指定をしたとき。

二　第四十三条の十一の規定による許可をしたとき。

三　第四十三条の十二の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四　前条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を国土交通大臣が行うこととするとき、又は国土交通大臣が行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

（主務省令への委任）

第四十三条の十七　第四十三条から前条までに規定するもののほか、浄化槽設備士試験の試験科目、受験手続その他浄化槽設備士試験の実施に関し必要な事項並びに指定試験機関及びその行う試験事務に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（指定講習機関の指定）

第四十三条の十八　指定講習機関の指定は、主務省令で定めるところにより、講習を行おうとする者の申請により行う。

2　主務大臣は、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定講習機関の指定をしてはならない。

一　職員、設備、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二　前号の講習の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3　主務大臣は、第一項の申請が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定講習機関の指定をしてはならない。

一　申請者が、民法第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二　申請者がその行う講習に関する業務（以下この章において「講習業務」という。）以外の業務により講習業務を公正に実施することができないおそれがあること。

三　申請者が、第四十三条の二十五の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四　申請者の役員のうちに、この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者があること。

（事業計画の認可等）

第四十三条の十九　指定講習機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第四十二条第一項第二号の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　指定講習機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

（講習業務規程）

第四十三条の二十　指定講習機関は、講習業務の開始前に、講習業務の実施に関する規程（以下この章において「講習業務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　講習業務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。

3　主務大臣は、第一項の認可をした講習業務規程が講習業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定講習機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（役員及び職員の地位）

第四十三条の二十一　講習業務に従事する指定講習機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（帳簿の備付け等）

第四十三条の二十二　指定講習機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに講習業務に関する事項で主務省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

（監督命令）

第四十三条の二十三　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定講習機関に対し、講習業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（講習業務の休廃止）

第四十三条の二十四　指定講習機関は、主務大臣の許可を受けなければ、講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（指定の取消し等）

第四十三条の二十五　主務大臣は、指定講習機関が第四十三条の十八第三項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2　主務大臣は、指定講習機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて講習業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第四十三条の十八第二項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二　第四十三条の十九又は前条の規定に違反したとき。

三　第四十三条の二十第一項の認可を受けた講習業務規程によらないで講習業務を行つたとき。

四　第四十三条の二十第三項又は第四十三条の二十三の規定による命令に違反したとき。

五　次条第一項の条件に違反したとき。

（指定等の条件）

第四十三条の二十六　第四十二条第一項第二号、第四十三条の十九第一項、第四十三条の二十第一項又は第四十三条の二十四の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2　前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（公示）

第四十三条の二十七　主務大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第四十二条第一項第二号の規定による指定をしたとき。

二　第四十三条の二十四の規定による許可をしたとき。

三　第四十三条の二十五の規定により指定を取り消し、又は講習業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

（主務大臣等）

第四十三条の二十八　この章における主務大臣は、国土交通大臣及び環境大臣とする。ただし、第四十三条の五第一項及び第三項、第四十三条の六第三項、第四十三条の十一並びに第四十三条の十四に規定する主務大臣は、国土交通大臣とする。

2　この章における主務省令は、国土交通省令・環境省令とする。ただし、第四十三条の五第二項、第四十三条の六第二項及び第三項、第四十

三条の九並びに第四十三条の十七に規定する主務省令は、国土交通省令とする。

3　国土交通大臣は、前項ただし書に規定する国土交通省令を定め、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

第四十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「環境省令で定めるところにより」を削り、「が認定した講習会」を「の指定する者（以下この章において「指定講習機関」という。）が環境省令で定めるところにより行う浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する講習（以下この章において「講習」という。）」に改める。

第四十六条第四項中「指定する者に」を「指定する者（以下この章において「指定試験機関」という。）に、」に改め、「事務」の下に「（以下この章において「試験事務」という。）」を加え、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条に次の二項を加える。

6　環境大臣は、浄化槽管理士試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

7　環境大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて浄化槽管理士試験を受けることができないものとすることができる。

第四十六条の次に次の二条を加える。

（準用）

第四十六条の二　第四十三条の二の規定は第四十六条第四項の規定による指定について、第四十三条の三から第四十三条の十七までの規定は指定試験機関について、第四十三条の十八の規定は第四十五条第一項第二号の規定による指定について、第四十三条の十九から第四十三条の二十七までの規定は指定講習機関について準用する。この場合において、第四十三条の六の見出し中「浄化槽設備士試験委員」とあるのは「浄化槽管理士試験委員」と、同条第一項中「浄化槽設備士試験」とあるのは「浄化槽管理士試験」と、「浄化槽設備士試験委員」とあるのは「浄化槽管理士試験委員」と、第四十三条の七第一項及び第四十三条の十四中「浄化槽設備士試験」とあるのは「浄化槽管理士試験」と、第四十三条の十五及び第四十三条の十六第四号中「国土交通大臣」とあるのは「環境大臣」と、第四十三条の十七中「浄化槽設備士試験」とあるのは「浄化槽管理士試験」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（主務大臣等）

第四十六条の三　前条において準用する第四十三条の二から第四十三条の二十七までに規定する主務大臣は、環境大臣とする。

2　前条において準用する第四十三条の二から第四十三条の二十二までに規定する主務省令は、環境省令とする。

第四十八条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の登録を受けた浄化槽の保守点検を業とする者は、浄化槽管理士の資格を有する者を浄化槽の保守点検の業務に従事させなければならない。

第五十条第一項中「次の各号に」を「次に」に、「の規定により、国土交通大臣及び環境大臣の指定する者」を「に規定する指定試験機関」に、「指定された者」を「指定試験機関」に改め、同条第二項中「指定された者」を「指定試験機関」に改める。

第五十三条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六　第四十二条第一項第二号又は第四十五条第一項第二号に規定する指定講習機関

七　第四十三条第四項又は第四十六条第四項に規定する指定試験機関

第五十三条第一項第八号及び第九号を削り、同条第二項中「第九号まで」を「第七号まで」に改める。

第五十四条中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　第四十三条の十二（第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による指定試験機関の指定の取消し

六　第四十三条の二十五（第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による指定講習機関の指定の取消し

第五十九条中「一に」を「いずれかに」に、「五十万円」を「百五十万円」に改める。

第六十四条中「一に」を「いずれかに」に、「五万円」を「十五万円」に改め、同条を第六十七条とする。

第六十三条中「第五十九条から前条まで」を「第五十九条、第六十二条、第六十三条及び第六十四条（第八号を除く。）」に改め、同条を第六十六条とする。

第六十二条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第七号中「虚偽の」を「若しくは虚偽の」に改め、同条第八号中「第四十三条第七項又は第四十六条第六項の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は」を「第四十三条第五項又は第四十六条第五項の規定に違反して」に改め、同条第十号中「第五十三条第一項」の下に「（第六号又は第七号に係る部分を除く。）」を加え、同条第十一号中「第五十三条第二項」の下に「（同条第一項第六号又は第七号に掲げる者に係る部分を除く。以下この号において同じ。）」を加え、「同項」を「同条第二項」に改め、同条を第六十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十五条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員及び職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四十三条の九又は第四十三条の二十二（これらの規定を第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二　第四十三条の十一又は第四十三条の二十四（これらの規定を第四十六条の二において準用する場合を含む。）の許可を受けないで試験事務又は講習業務の全部を廃止したとき。

三　第五十三条第一項（第六号又は第七号に係る部分に限る。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四　第五十三条第二項（同条第一項第六号又は第七号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第二項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第六十一条中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条を第六十三条とする。

第六十条中「三十万円」を「百万円」に改め、同条を第六十二条とする。

第五十九条の次に次の二条を加える。

第六十条　第四十三条の八第一項（第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定に違反して、試験事務（第四十三条第四項又は第四十六条第四項に規定する試験事務をいう。以下同じ。）に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十一条　第四十三条の十二第二項又は第四十三条の二十五第二項（これらの規定を第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による試験事務又は講習業務（第四十三条の十八第三項第二号（第四十六条の二において準用する場合を含む。）に規定する講習業務をいう。以下同じ。）の停止命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

（指定試験機関等に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に定める者とみなす。

一　この法律による改正前の浄化槽法（以下「旧法」という。）第四十二条第一項第二号に規定する国土交通大臣及び環境大臣が認定した講習会を行う者　この法律による改正後の浄化槽法（以下「新法」という。）第四十二条第一項第二号の規定による指定を受けた者

二　旧法第四十三条第四項の規定による指定を受けている者　新法第四十三条第四項の規定による指定を受けた者

三　旧法第四十五条第一項第二号に規定する環境大臣が認定した講習会を行う者　新法第四十五条第一項第二号の規定による指定を受けた者

四　旧法第四十六条第四項の規定による指定を受けている者　新法第四十六条第四項の規定による指定を受けた者

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

理　由

浄化槽設備士試験及び浄化槽管理士試験の事務等の適正な実施を図るため、指定法人の制度を設け、指定基準、試験委員、役員又は職員の秘密保持義務、主務大臣の監督命令等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。